

練馬区福祉のまちづくり推進条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(ホテルまたは旅館) 第38条の2 ホテルまたは旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設および旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条および<u>次条</u>において同じ。)においては、道等および車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室(以下「一般客室」という。)までの経路のうち1以上を、階段または段を設けない経路(以下この条において「宿泊者特定経路」という。)にしなければならない。ただし、前条第2項第4号に規定する傾斜路、同項第5号に規定するエレベーターまたは同項第6号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	<p>(ホテルまたは旅館) 第38条の2 ホテルまたは旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設および旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条および<u>第39条</u>において同じ。)においては、道等および車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室(以下「一般客室」という。)までの経路のうち1以上を、階段または段を設けない経路(以下この条において「宿泊者特定経路」という。)にしなければならない。ただし、前条第2項第4号に規定する傾斜路、同項第5号に規定するエレベーターまたは同項第6号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
<p>2～4 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p>
<p>[新設]</p>	<p>(劇場等の客席) 第38条の3 <u>劇場等の客席の各階には、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。</u> (1) <u>当該階に設ける座席の数が266以下の場合 2</u> (2) <u>当該階に設ける座席の数が266を超える場合 当該座席の数に10,000分の75を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</u> 2 <u>前項の車椅子使用者用部分は、つぎに掲げるものでなければならない。</u> (1) <u>各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣</u></p>

接して設けること。

(2) 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものが前号の同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。

3 第1項の車椅子使用者用部分の位置は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

(1) 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前項の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。

(2) 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 前号に定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。

(増築等に関する適用範囲)

第39条 建築物の増築または改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、第31条から第37条までの規定（共同住宅にあつては第31条から第38条まで、第38条の2第1項に規定するホテルまたは旅館にあつては第31条から第37条までおよび第38条の2、劇場等にあつては第31条から第37条までおよび前条の規定）は、つぎに掲げる建築物の部分（第2号、第4号または第6号の経路が2以上ある場合にあつては、いずれか1の経路に係る部分）に限り、適用する。

(増築等に関する適用範囲)

第39条 建築物の増築または改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、第31条から第37条までの規定（共同住宅にあつては第31条から第38条まで、前条第1項に規定するホテルまたは旅館にあつては第31条から第37条までおよび前条の規定）は、つぎに掲げる建築物の部分（第2号、第4号または第6号の経路が2以上ある場合にあつては、いずれか1の経路に係る部分）に限り、適用する。

- (1) [略]
- (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、共同住宅の各住戸または前条第1項に規定するホテルまたは旅館の一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

(3) [略]

- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

(5) [略]

- (6) 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）または前条第1項に規定するホテルまたは旅館の一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

2 [略]

付 則 [略]

- (1) [略]
- (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、共同住宅の各住戸または第38条の2第1項に規定するホテルまたは旅館の一般客室までの経路（当該利用居室が前条第1項の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

(3) [略]

- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が前条第1項の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

(5) [略]

- (6) 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）または第38条の2第1項に規定するホテルまたは旅館の一般客室までの経路（当該利用居室が前条第1項の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

2 [略]

付 則 [略]

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条例（以下「新条例」という。）第38条の3の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）および当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同日前に着手した建築および当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第2号および第3号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第38条の3の規定は適用しない。